

○姫路市立公園条例

平成18年3月27日

条例第52号

改正 平成21年6月29日条例第47号

平成23年3月28日条例第20号

平成24年12月21日条例第82号

平成30年3月28日条例第22号

平成30年6月27日条例第37号

平成30年10月4日条例第48号

(一部未施行)

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第1章の2 都市公園の設置（第3条の2—第3条の5）

第2章 都市公園の管理

第1節 管理（第4条—第7条）

第2節 市以外の者の公園施設の設置等（第8条—第12条）

第3節 占用（第13条—第15条）

第4節 使用料（第16条—第18条）

第5節 有料施設（第19条—第23条）

第6節 雑則（第24条—第33条の8）

第7節 罰則（第34条・第35条）

第3章 都市公園以外の公園の管理

第1節 市以外の者の準公園施設の設置等（第36条・第37条）

第2節 占用（第38条—第40条）

第3節 許可の条件及び使用料（第41条—第43条）

第4節 監督（第44条・第45条）

第5節 準用（第46条）

第4章 委任（第47条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、市立公園の設置、管理等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市立公園 都市公園及び都市公園以外の公園をいう。
- (2) 都市公園 市立の都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する都市公園をいう（第3条の3を除く。）。
- (3) 都市計画区域内住民 最近の国勢調査の結果を基準とした本市の都市計画区域内に居住する住民をいう。
- (4) 都市公園以外の公園 都市公園以外の市立の公園又は緑地をいい、市が当該公園又は緑地に設ける公園施設に準ずる施設を含むものとする。
- (5) 公園施設 法第2条第2項に規定する公園施設をいう。
- (6) 有料施設 公園施設（第33条に規定するものを除く。）のうち有料で使用させるものをいう。

(設置、区域の変更及び廃止)

第3条 市長は、市立公園を設置する場合は、その名称、位置及び区域並びに供用開始の期日を告示するものとする。

2 市長は、市立公園の区域を変更し、又は市立公園を廃止する場合は、その名称、位置、区域（市立公園を廃止する場合を除く。）その他必要と認める事項を告示するものとする。

第1章の2 都市公園の設置

(都市公園の設置基準)

第3条の2 法第3条第1項の規定による条例で定める基準は、次条で定めるもののほか、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「政令」という。）第2条に定める基準をもって、その基準とする。

第3条の3 本市の区域内に存する都市公園（法第2条第1項に規定する都市公園をいう。）の都市計画区域内住民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とする。

(公園施設の設置基準)

第3条の4 法第4条第1項本文の規定による条例で定める割合は、100分の2とする。

2 法第4条第1項ただし書の規定による条例で定める範囲は、政令第6条第2項から第

5項までに定める範囲をもって、その範囲とする。

第3条の5 政令第8条第1項の規定による条例で定める割合は、100分の50とする。

第2章 都市公園の管理

第1節 管理

(行為の制限)

第4条 都市公園内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、行為の目的、期間、場所その他必要な事項を記載した申請書を市長に提出して許可を受けなければならない。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興行をすること。
- (4) 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。
- (5) 野外ステージを独占して使用すること。

2 前項による許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出して許可を受けなければならない。

3 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、やむを得ないと認められる場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。

4 市長は、前項の許可に際し、都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(許可の特例)

第5条 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項又は第2項の許可を受けることを要しない。

(行為の禁止)

第6条 都市公園内においては、何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 都市公園の施設又は土地を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 鳥獣類、魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (3) 植物を採取し、竹木を伐採し、又はそれらを損傷すること。
- (4) 土地の形質を変更すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告物を表示すること。

- (6) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れること。
- (7) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (8) たき火をし、又は火気を持ち遊び、その他これらに類する危険な行為をすること。
- (9) その他都市公園の景観を害し、又は管理に支障のある行為をすること。

(利用の制限又は禁止)

第7条 市長は、都市公園の損壊その他の理由により利用が危険であると認められる場合又は都市公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合は、都市公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて都市公園の利用を制限し、又は禁止することができる。

第2節 市以外の者の公園施設の設置等

(公園施設の設置等の許可申請書の記載事項)

第8条 法第5条第1項の条例で定める許可申請書の記載事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 公園施設を設けようとするとき。
 - ア 設置の目的
 - イ 設置の期間
 - ウ 設置の場所
 - エ 公園施設の種類、構造及び数量
 - オ 工事の実施の方法
 - カ 工事の着手及び完了の時期
 - キ 工事の経費の総額
 - ク 公園施設の管理方法
 - ケ 公園の復旧方法
 - コ その他市長が指示する事項
- (2) 公園施設を管理しようとするとき。
 - ア 公園施設の種類
 - イ 管理の目的
 - ウ 管理の期間
 - エ 管理の方法
 - オ 管理に要する資金計画
 - カ その他市長が指示する事項
- (3) 許可を受けた事項を変更しようとするとき。

ア 変更する事項

イ 変更の理由

ウ その他市長が指示する事項

(添付書類)

第9条 公園施設の設置の許可を受けようとし、又は許可を受けた事項を変更しようとする場合は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

(保証金及び保証人)

第10条 市長は、公園施設の設置又は管理の許可に際し、必要があると認めるときは、保証金を徴し、又は保証人をたてさせることができる。

2 前項の保証金の額は、市長が定める。

(保証金の還付)

第11条 前条の保証金は、次の各号のいずれかに該当するときは、還付する。

- (1) 許可の期間が満了したとき。
- (2) 市の都合により許可を取り消したとき。
- (3) その他市長が必要と認めたとき。

2 前項の場合において、第16条の使用料その他許可に係る公園施設について市に対して納付すべき金額に未納のものがあるときは、前条の保証金をもってこれに充てる。

3 保証金は、還付の際に利子を付けない。

(公園施設の設置又は管理の休止及び廃止)

第12条 公園施設の設置又は管理の許可を受けている者が、その施設の設置又は管理を休止しようとするときは、あらかじめ、休止する期間、理由その他必要な事項を市長に届け出て、その許可を受けなければならない。

2 公園施設の設置又は管理の許可を受けている者が、当該許可に係る施設の設置又は管理を廃止しようとするときは、その30日前までに理由を付して市長に届け出なければならない。

第3節 占用

(占用許可申請書の記載事項)

第13条 法第6条第2項の条例で定める許可申請書の記載事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 申請者の住所、氏名及び職業
- (2) 占用箇所及び面積
- (3) 占用物件の種類、構造及び数量

- (4) 占有物件の管理の方法
- (5) 工事の実施の方法
- (6) 工事の着手及び完了の時期
- (7) 都市公園の復旧方法
- (8) その他市長が指示する事項

(添付書類)

第14条 都市公園の占有の許可を受けようとし、又は許可を受けた事項を変更しようとする場合においては、第9条の規定を準用する。

(占有物件の軽易な変更事項)

第15条 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 占有物件の内部の塗装又は占有物件の外部の色彩を変えない塗装
- (2) 占有物件の構造を変えない修繕
- (3) 占有物件の主要構造部に影響を与えない内部の模様替え

第4節 使用料

(使用料及び使用料の納付方法)

第16条 法第5条第1項若しくは法第6条第1項若しくは第3項又は第4条第1項若しくは第2項若しくは第20条の許可を受けた者（以下この章において「使用者等」という。）は、別表に定める使用料（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下同じ。）を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、前納とする。ただし、規則で定める場合については、この限りでない。

3 別表第7号に規定する多目的ホールを使用しようとする者が当該施設の備品の使用許可を受けたときは、規則で定める備品の使用料を納付しなければならない。

(使用料の不還付)

第17条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付する。

- (1) 災害その他不可抗力により、行為、設置、管理、占有又は使用（以下「使用等」という。）ができなかったとき。
- (2) 市の都合で使用等の許可を取り消したとき。
- (3) その他市長がやむを得ない理由があると認めるとき。

(使用料の減免)

第18条 市長は、公益上必要と認めるときは、規則で定めるところにより第16条第1項及び第3項に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。

第5節 有料施設

(使用時間及び休日)

第19条 有料施設の使用時間及び休日その他管理上必要な事項は、市長が別に定める。

(使用の許可)

第20条 有料施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(使用の制限)

第21条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、有料施設の使用を許可しない。

- (1) 他人に危険を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる行為をし、又はこれらのおそれのある物品若しくは動物の類を携帯する者
- (2) 前号に定めるもののほか、有料施設の管理上支障があると認められる者

(目的外使用の制限等)

第22条 第20条の許可を受けた者（以下この節において「有料施設の利用者」という。）は、許可を受けた目的以外に施設を使用してはならない。ただし、市長の許可を受けたときは、この限りでない。

- 2 有料施設の利用者は、その使用する有料施設及びその附属設備を善良なる管理者の注意をもって使用しなければならない。

(特別の設備)

第23条 有料施設の利用者は、既存の設備を変更し、又は特別な設備をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- 2 市長は、管理上必要と認めるときは、有料施設の利用者の負担において必要な設備をさせることができる。
- 3 有料施設の利用者は、前2項に規定する設備をしたときは、使用許可期間満了までにこれを撤去し、原状に復さなければならない。

第6節 雑則

(権利の譲渡等の禁止)

第24条 利用者等は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(立入検査等)

第25条 市長は、都市公園の管理上又は公益上必要があると認めるときは、法又はこの条例による許可事項その他必要と認める事項について、使用者等から報告を求め、又は当該職員に必要な場所に立ち入らせ、調査させ、若しくは検査させることができる。

2 前項の規定により検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(監督処分)

第26条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この章の規定によつてした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園からの退去を命ずることができる。

(1) この章の規定若しくはこの章の規定に基づく規則の規定又はこの章の規定に基づく処分に違反している者

(2) この章の規定による許可に付した条件に違反している者

(3) 偽りその他不正な手段によりこの章の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この章の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

(1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

(2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第27条 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 保管した工作物その他の物件又は施設（以下「工作物等」という。）の名称又は種類、形状及び数量

(2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日

(3) その工作物等の保管を始めた日及び保管の場所

(4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第28条 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる事項を14日間告示すること。
- (2) 前号の告示に係る工作物等のうち特に貴重と認められる工作物等については、同号の告示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者の氏名及び住所を知ることができないときは、その告示の要旨を市の発行する広報紙に掲載すること。

2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、保管工作物等一覧簿を備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させなければならない。

(工作物等の価額の評価の方法)

第29条 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第30条 法第27条第6項の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない工作物等その他競争入札に付することが適当でない認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

(届出)

第31条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該行為をした者は速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 使用者等が使用に関する工事に着手し、若しくは完了し、使用等を廃止し、又は都市公園を原状に回復したとき。
- (2) 使用者等が住所又は氏名若しくは名称を変更したとき。
- (3) 都市公園を構成する土地及び物件について、所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。

(公園予定区域等についての準用規定)

第32条 第4条から前条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(施設の管理)

第33条 公園施設のうち別に条例で定めるものの管理については、当該条例に定めるところによる。

(指定管理者による管理)

第33条の2 市長は、桜山公園（市長の定める部分に限る。以下同じ。）の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に桜山公園の管理を行わせることができる。この場合において、第4条及び第7条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第18条中「市長」とあるのは「市長（第4条第1項又は第2項の許可に係る使用料にあつては、指定管理者）」と、第31条中「市長」とあるのは「市長（第2号に該当する場合であつて同号に規定する使用者等が第33条の6第1号に規定する許可を受けた者であるときは、指定管理者）」とする。

(選定方法及び選定基準)

第33条の3 前条の指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、事業計画書等により、次に掲げる基準のいずれにも該当するものうちから、桜山公園を最も適切に管理を行うことができると認められるものを指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）として選定するものとする。

- (1) 桜山公園の管理を行うに当たり、平等な利用が確保できること。
- (2) 桜山公園の効用を十分に発揮できるものであるとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容に沿った桜山公園の管理を安定して行う能力を有すること。

3 市長は、特に必要と認めるときは、前2項の規定にかかわらず、前項の基準のいずれにも該当すると認められる特定のものを、そのものとの協議により候補者とすることができる。

(再度の選定)

第33条の4 市長は、次に掲げるときは、前条第1項の規定による申請者のうち候補者（第2号の場合にあつては、指定を取り消したもの）を除くものの中から再度前条第2項の規定による選定を行うことができる。

- (1) 候補者を指定管理者に指定することが不相当と認められる事情が生じたとき。

(2) 次条第1項の規定により指定した後、指定期間開始前までの間に法第244条の2第11項の規定により、その指定の取消しを行ったとき。

(指定管理者の指定)

第33条の5 市長は、議会の議決を経て、候補者を指定管理者に指定するものとする。

2 市長は、指定管理者の指定をしたとき、若しくはその指定を取り消したとき、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示する。

(指定管理者の業務の範囲)

第33条の6 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第4条第1項及び第2項の許可に関すること。
- (2) 第16条第1項に規定する第4条第1項及び第2項の許可に係る使用料の徴収、減免及び還付に関すること。
- (3) 桜山公園の維持管理を行うこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、桜山公園の管理に関し市長が必要と認めること。

(事業報告書の提出)

第33条の7 指定管理者は、毎年度終了後（年度の途中において指定を取り消された場合にあつては、その取り消された日以後）、法第244条の2第7項に規定する事業報告書を、規則で定めるところにより、市長に提出しなければならない。

(秘密の保持)

第33条の8 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第7節 罰則

(過料)

第34条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第4条第1項又は第2項（第32条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に違反して第4条第1項各号に掲げる行為をした者
- (2) 第6条（第32条において準用する場合を含む。）の規定に違反して第6条各号に掲げる行為をした者
- (3) 第24条（第32条において準用する場合を含む。）の規定に違反して権利の譲渡等をした者
- (4) 第26条第1項又は第2項（第32条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による市長の命令に違反した者

第35条 偽りその他不正な手段により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

第3章 都市公園以外の公園の管理

第1節 市以外の者の準公園施設の設置等

（市以外の者の準公園施設の設置等）

第36条 市は、都市公園以外の公園（以下この章において「公園」という。）に設ける公園施設に準ずる施設（以下この章において「準公園施設」という。）で自ら設け、又は管理することが不適當又は困難であると認められるものに限り、市以外の者に当該準公園施設を設け、又は管理させることができる。

2 市以外の者が準公園施設を設け、又は管理しようとするときは、それぞれ第8条第1号又は第2号に規定する事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。

3 前項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、第8条第3号に規定する事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。

4 市以外の者が準公園施設を設け、又は管理する期間は、10年を超えることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。

（準用）

第37条 第9条から第12条までの規定は、市以外の者が準公園施設を設け、又は管理する場合に準用する。

第2節 占用

（公園の占用の許可）

第38条 公園に準公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて公園を占用しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、占用の目的、占用の期間、占用の場所及び第13条各号に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。ただし、その変更が第15条各号に掲げる軽易なものであるときは、この限りでない。

4 第1項の規定による公園の占用の期間は、10年を超えることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。

5 第1項の許可を受けた者又は第3項の許可を受けた者（同項ただし書の規定により軽易な変更をしようとする者を含む。）は、当該許可に係る事項及び第15条各号に掲げる軽易な変更事項については、第46条において準用する第4条第1項又は第2項の許可を受けることを要しない。

（占用の許可基準）

第39条 市長は、前条第1項又は第3項の許可の申請に係る工作物その他の物件又は施設が次に掲げるものに該当し、公園の占有が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであって、規則で定める技術的基準に適合する場合に限り、前条第1項又は第3項の許可を与えることができる。

- (1) 電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの
- (2) 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの
- (3) 通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの
- (4) 郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所
- (5) 非常災害に際し災害にかかった者を收容するため設けられる仮設工作物
- (6) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物
- (7) 政令第12条第1号から第9号までに掲げる物件又は施設

（準用）

第40条 第14条の規定は、公園の占有について準用する。

第3節 許可の条件及び使用料

（許可の条件）

第41条 市長は、第36条第2項若しくは第3項又は第38条第1項若しくは第3項の許可に公園の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

（原状回復）

第42条 第36条第2項若しくは第3項又は第38条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、準公園施設を設け、若しくは管理する期間若しくは公園の占有の期間が満了したとき、又は準公園施設の設置若しくは管理若しくは公園の占有を廃止したときは、直ちに公園を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適當な場合においては、この限りでない。

2 市長は、第36条第2項若しくは第3項又は第38条第1項若しくは第3項の許可を受けた者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適當な場合の

措置について必要な指示をすることができる。

(使用料)

第43条 第46条において準用する第4条第1項若しくは第2項、第36条第2項若しくは第3項又は第38条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、前納とする。ただし、規則で定める場合については、この限りでない。

3 第17条及び第18条の規定は、公園の使用料について準用する。

第4節 監督

(監督処分)

第44条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この章の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、公園に存する工作物等の改築、移転若しくは除却、当該工作物等により生ずべき損害を予防するため必要な施設をすること、公園を原状に回復すること、若しくは公園からの退去を命ずることができる。

(1) この章の規定若しくはこの章の規定に基づく規則の規定又はこの章の規定に基づく処分に違反している者

(2) この章の規定による許可に付した条件に違反している者

(3) 偽りその他不正な手段によりこの章の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この章の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

(1) 公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

(2) 公園の保全又は公衆の公園の利用に著しい支障が生じた場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

3 前2項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないときは、市長は、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ

公告しなければならない。

- 4 市長は、前項の規定により工作物等を除却し、又は除却させたときは、当該工作物等を保管しなければならない。
- 5 市長は、前項の規定により工作物等を保管したときは、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下この条において「所有者等」という。）に対し当該工作物等を返還するため、次に掲げる事項を公示しなければならない。
 - (1) 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
 - (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日
 - (3) その工作物等の保管を始めた日及び保管の場所
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項
- 6 前項の規定による公示の方法については、第28条の規定を準用する。
- 7 市長は、第4項の規定により保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は第5項の規定による公示の日から起算して2週間（工作物等が特に貴重なものであるときは、3月）を経過してもなお当該工作物等を返還することができない場合において、当該工作物等の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。この場合において、当該工作物等の価額の評価方法については第29条の規定を、保管した工作物等の売却手続については第30条の規定を、それぞれ準用する。
- 8 市長は、前項に規定する工作物等の価額が著しく低い場合において、同項の規定による工作物等の売却につき買受人がないとき、又は売却しても買受人がないことが明らかであるときは、当該工作物等を廃棄することができる。
- 9 第7項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。
- 10 第3項から第7項までに規定する工作物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき所有者等その他第3項に規定する措置を命ずべき者の負担とする。
- 11 第5項の規定による公示の日から起算して6月を経過してもなお第4項の規定により保管した工作物等（第7項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、当該工作物等を保管する市長に帰属する。

（監督処分に伴う損失の補償）

第45条 市長は、この章の規定による許可を受けた者が前条第2項の規定により処分をされ、又は必要な措置を命ぜられたことによって損失を受けたときは、その者に対し通常受けるべき損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償については、市長と損失を受けた者とが協議して定める。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、市長は、自己の見積もった金額を損失を受けた者に支払わなければならない。

4 市長は、第1項の規定による補償の原因となった損失が前条第2項第3号の規定により処分をし、又は必要な措置を命じたことによるものであるときは、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。

第5節 準用

(準用)

第46条 第4条、第6条、第7条、第24条、第25条、第31条及び第33条から第35条までの規定は、公園について準用する。

2 前項において準用する第34条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者は、5万円以下の過料に処する。

3 第1項において準用する第35条に規定する偽りその他不正な手段により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

第4章 委任

第47条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月27日から施行する。

(姫路市都市公園条例の廃止)

2 姫路市都市公園条例（昭和35年姫路市条例第10号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(旧条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に旧条例の規定により設置されている公園は、この条例の規定により設置されたものとみなす。

4 この条例の施行の日前に旧条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

5 この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用は、旧条例の例による。

6—8 [略]

(香寺町の編入に伴う経過措置)

9 この条例施行の日前に旧香寺町都市公園条例（昭和62年香寺町条例第9号。以下「旧香寺町条例」という。）の規定（第7条第1項を除く。）によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

10 この条例の施行の日前に旧香寺町条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、旧香寺町条例の例による。

附 則（平成21年6月29日条例第47号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第33条の次に7条を加える改正規定（第33条の7及び第33条の8に係る部分に限る。）は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月28日条例第20号）

この条例は、市長が告示で定める日から施行する。

（平成23年5月11日告示第193号で平成23年5月11日から施行）

附 則（平成24年12月21日条例第82号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月28日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年6月27日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年10月4日条例第48号）

(施行期日)

1 この条例は、市長が告示で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 キャスティ21公園に係る姫路市立公園条例第33条の2の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、姫路市立公園条例第33条の3から第33条の5までの規定の例により行うことができる。

別表（第16条、第43条関係）

(1) 市立公園を占有する場合の使用料

種類	単位	金額
----	----	----

標識		1本1年につき	円
			2,500
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径0.1メートル未満のもの	1メートル1年につき	130
	外径0.1メートル以上0.2メートル未満のもの	1メートル1年につき	150
	外径0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	1メートル1年につき	300
	外径0.4メートル以上1メートル未満のもの	1メートル1年につき	760
	外径1メートル以上のもの	1メートル1年につき	1,370
工事用板囲、足場その他工事用施設		1平方メートル1月につき	900
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1箇所1年につき	2,900
郵便差出箱、信書便差出箱		1箇所1年につき	600
電柱、支柱、支線その他これらに類するもの		1本1年につき	2,100
共架電線		電柱1本1年につき	1,400
電話柱、支柱、支線		1本1年につき	900
共架電話線		電柱1本1年につき	600
鉄塔敷		1平方メートル1年につき	1,500
その他の占用		1平方メートル1日につき	11

備考

- 1 共架電線とは、電気事業者が第一種電気通信事業者の電話柱に設置する電線をいう。
- 2 共架電話線とは、第一種電気通信事業者が電気事業者の電柱に設置する電話線をいう。

(2) 第4条第1項第1号から第4号までに掲げる行為をする場合の使用料

種類	単位	金額
行商、募金	1日1件	円 410
出店その他これに類するもの	1日1平方メートル	40
業として行う写真撮影	1日写真機1台	1,000
	1月写真機1台	10,000
興行	1日1平方メートル	90
競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類するもの（次号の表左欄に掲げる施設で行うものを除く。）	1日1平方メートル	11

(3) 姫路公園内の次の表の左欄に掲げる施設において第4条第1項第4号に掲げる行為をする場合の使用料

施設	単位	金額
三の丸広場（全面）	1日につき	円 5,000,000
三の丸広場（半面）		2,500,000
三の丸西高台		500,000
三の丸大柱前広場		500,000
二の丸広場		1,500,000
姫路城西御屋敷跡庭園好古園		500,000
姫路市立美術館前庭		500,000

備考

- 1 施設の区域は、市長が別に定める。
- 2 施設を準備又は撤去のためにのみ使用するときの使用料は、当該施設に係る使用料の額の5割に相当する額とする。

(4) 野外ステージを独占して使用する場合の使用料

区分		金額
全日	午前9時から午後8時30分まで	円 10,000

午前	午前9時から午前11時30分まで	2,100
午後A	正午から午後2時30分まで	2,100
午後B	午後3時から午後5時30分まで	2,100
夜間	午後6時から午後8時30分まで	3,700

(5) 公園施設又は都市公園以外の公園に設ける公園施設に準ずる施設（以下「公園施設等」という。）を設け、又は管理する場合の使用料

種類	単位	金額
公園施設等を設ける場合	1平方メートル1月につき	円 38
	1平方メートル1年につき	380
公園施設等を管理する場合 (次号に規定する場合を除く。)	1平方メートル1月につき	200
	1平方メートル1年につき	2,000

(6) 姫路公園内の次の表の左欄に掲げる施設を管理する場合の使用料

施設	単位	金額
姫路城防災センター売店、家老屋敷跡便益施設、レストハウス	1平方メートル1月につき	3,100円以内で規則で定める額

(7) 多目的ホールを使用する場合の使用料

区分	午前	午後	全日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで
	円	円	円
多目的ホール1	2,100	2,900	5,000
多目的ホール2	1,000	1,400	2,400
多目的ホール3	1,000	1,400	2,400

備考

- 1 使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は商品の展示若しくは販売を行う場合の使用料は、当該使用区分に係る使用料の額（以下「基本使用料」という。）に当該使用料の10割に相当する額を加算した額とする。
- 2 使用許可時間を超過し、又は時間を早めに使用する場合の超過時間に係る使用料は、基本使用料（前号に該当するときは、同号により計算された額）を基礎として、

この表の使用時間の区分ごとの1時間当たりの算出料金（同表に定めのない時間帯にあっては、当初使用許可を受けた時間区分に係る1時間当たりの算出料金）に超過時間を乗じて得た額の合計額とする。この場合において、超過時間の計算は、1時間未満のときはこれを1時間とし、1時間を超える場合で1時間に満たない端数時間があるときはその端数時間を1時間として計算する。

- 3 前項における使用料の算定において、算出した使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。